

岩国市業務継続計画

【B C P】

令和6年4月
岩 国 市

目 次

第1章 総 則	1
1 業務継続計画策定の目的	1
2 業務継続計画の効果	1
3 地域防災計画と業務継続計画の関係	2
4 業務継続の基本方針	3
5 前提とする災害	3
6 非常時優先業務の定義	5
7 業務継続計画の発動と終結	6
第2章 業務継続のための体制の確保	7
1 業務継続体制の考え方	7
2 職員の参集	7
3 職員の安否確認等	9
4 指揮命令系統の確立	9
5 本庁舎の代替庁舎の特定	9
第3章 非常時優先業務の選定	10
1 非常時優先業務の選定	10
2 職場での備え	11
第4章 執務環境の現状	12
1 本庁舎	12
2 電 力	12
3 水 道	12
4 下水道	12
5 ガ ス	12
6 通 信	12
7 情報システム	13
8 職員のための備蓄	13
第5章 業務継続体制の向上	14
1 計画の改善	14
2 周知・訓練	14
3 職員の平常時からの備え	14

第1章 総 則

1 業務継続計画策定の目的

大規模な地震災害等が発生した場合には、本庁舎自体も被災し、業務実施に必要な資源（職員、資機材、情報、ライフライン等）は大きな被害を受け、行政機能が低下するおそれがある。そのような状況下にあっても、市は、市民の生命を守るための災害対策業務や中断すれば市民生活に重大な影響を与える重大な業務については、継続して実施する必要がある。

これらの災害に伴う応急業務や優先度の高い通常業務を、発災直後から適切に実施できるよう、業務継続計画（BCP（Business Continuity Plan））を策定する。

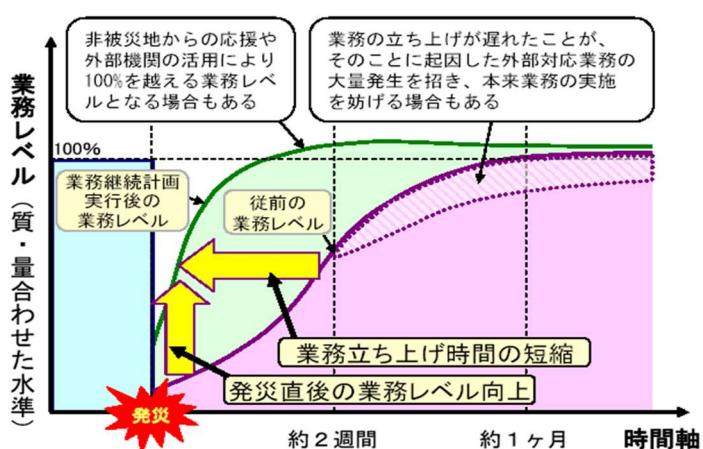
【業務継続計画とは】

人、施設、資機材、情報、ライフライン等、利用できる資源に制約がある状況下において、災害に伴う応急業務及び優先度の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続の簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模災害時にあっても、適切に業務を実施できるよう、必要な事項等を定めるものである。

2 業務継続計画の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定し、あらかじめ職員に周知しておくことで、非常時優先業務を迅速かつ適切に実施することが可能となり、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることが避けられる。

また、非常時優先業務に集中して資源を投入することで、災害発生直後の業務レベルの向上が期待できる。



【主な効果】

- (1) 継続する業務、休止する業務の明確化
- (2) 非常時優先業務への資源投入
- (3) 非常時優先業務の立ち上げ時間の短縮
- (4) 発災直後の業務レベル向上
- (5) 他の緊急事態への対応に活用可能等

図1 業務継続計画の効果

3 地域防災計画と業務継続計画の関係

地域防災計画が、災害予防や災害応急対策、復旧・復興対策など、災害対策全般の業務を定めていることに対し、業務継続計画は、地域防災計画に記載のある業務に限らず、業務継続の優先度の高い通常業務を含んでおり、地域防災計画を補完し、その実効性を高める機能を有している。

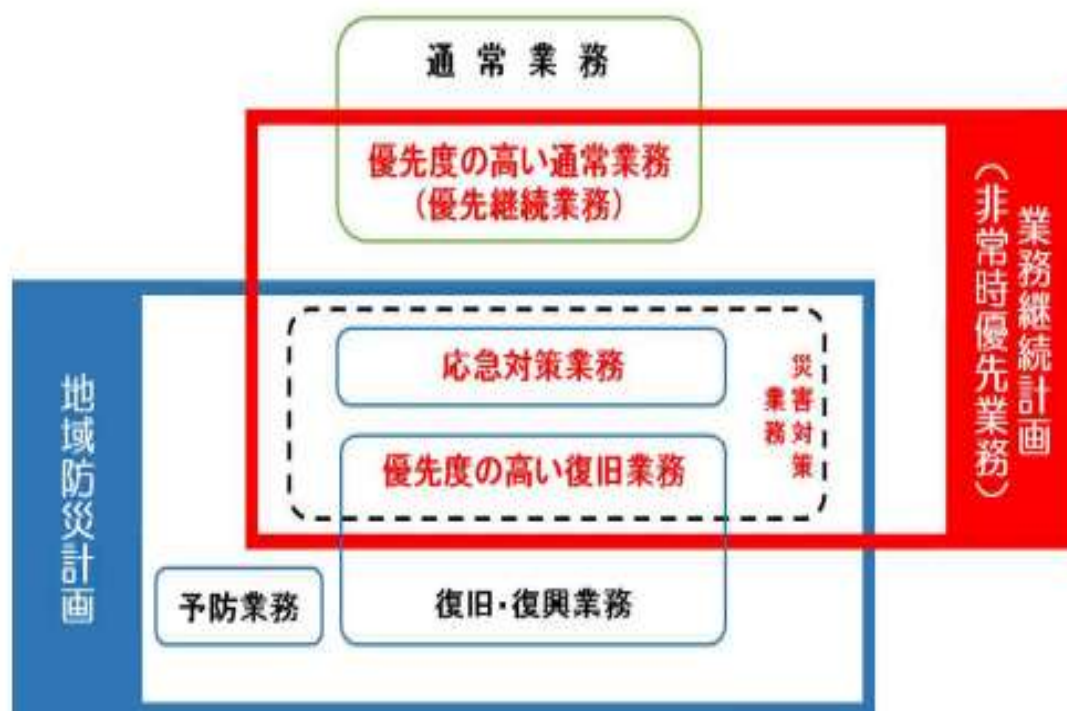


図2 地域防災計画と業務継続計画の関係

【地域防災計画と業務継続計画の相違点】

区 分	地域防災計画	業務継続計画
実施主体	市、県、指定地方行政機関ほか	市
目 的	発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定する。	発災時の限られた資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする。
対象業務	災害対策に係る業務全般が対象 ○災害予防業務 ○災害応急対策業務 ○復旧・復興業務	非常時優先業務が対象 ○災害応急対策業務 ○早期実施の優先度の高い復旧・復興業務 ○業務継続の優先度の高い通常業務
実 効 性	業務開始目標時間は、必要事項ではないため、現行の地域防災計画には示していない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を設定する。

4 業務継続の基本方針

大規模災害時において、市全体で意思統一を図り、連携・協力して非常時優先業務に取り組むことが重要であるため、業務継続に当たっての基本方針を次のとおり定める。

- (1) 市民の生命・身体を保護を最優先する。
- (2) 限られた資源の中で非常時優先業務を実施するため、できる限りの確に災害の状況を把握し、人員及び資機材の配分を行う。
- (3) 行政機能の低下に伴う市民生活への影響を最小限に抑えるため、災害応急対策業務を中心とした非常時優先業務を優先的に実施する。非常時優先業務以外の通常業務は、積極的に休止するか、又は非常時優先業務の実施に支障のない範囲で縮小して実施する。
- (4) 全ての職員は、市の災害対応の目標及び対応方針について共通の認識を持ち、連携・協力して業務に当たる。

5 前提とする災害

業務継続計画の策定に当たっては、利用できる資源が災害により制約される中で、の体制を検討する必要がある。

本計画では、市内全域に大きな被害をもたらす、同時に本庁舎自体も被災する可能性のある大竹断層（小方～小瀬断層。冬の昼 12 時、風速 15m/s）及び南海トラフ巨大地震（昼の 12 時、風速 15m/s）が発生した場合を想定する。

想定項目	被害量	大竹断層	南海トラフ 巨大地震
地震動	岩国市の最大震度	7	6 弱
	震度別面積率（7）	0.9%	0.0%
	震度別面積率（6 強）	24.9%	0.0%
	震度別面積率（6 弱）	39.8%	5.4%
	震度別面積率（5 強）	34.4%	38.8%
	震度別面積率（5 弱）	0.0%	49.9%
	震度別面積率（4 以下）	0.0%	5.9%
人的被害	死者数	1,364 人	286 人
	負傷者数	3,162 人	737 人
建物被害	全壊棟数	17,495 棟	1,637 棟
	半壊棟数	27,318 棟	14,205 棟
	焼失棟数	4,509 棟	15 棟
ライフライン被害	上水道（断水人口）	141,054 人	138,052 人
	下水道（機能支障人口）	13,241 人	782 人
	電力（1 日後停電軒数）	69,321 軒	6,762 軒
	通信（加入電話不通回線）	3,533 回線	4,398 回線
	ガス（供給停止世帯）	0 世帯	0 世帯
生活支援等	帰宅困難者数	10,381 人	5,026 人
	1 日後の避難所生活者数	50,000 人	27,000 人
	1 日後の食糧需要数	14.3 万食	9.8 万食
	1 日後の仮設トイレ需要数	501 基	281 基
	震災廃棄物発生量	460 万 m ³	99 万 t

※ 山口県地震被害想定調査報告書（平成 20 年 3 月）より

※ 南海トラフ巨大地震の被害想定結果について（平成 26 年 3 月）より

※ 基礎データ

区 分	人口（人）		建物棟数（棟）		
	昼間人口	夜間人口	木造	非木造	合 計
大竹断層	146,068	149,598	89,379	23,157	112,536
南海トラフ巨大地震	141,322	143,857	83,980	23,692	107,672

6 非常時優先業務の定義

非常時優先業務とは、災害時に伴う応急業務及び優先度が高い通常業務のことをいい、具体的には、次に掲げる業務で構成される。

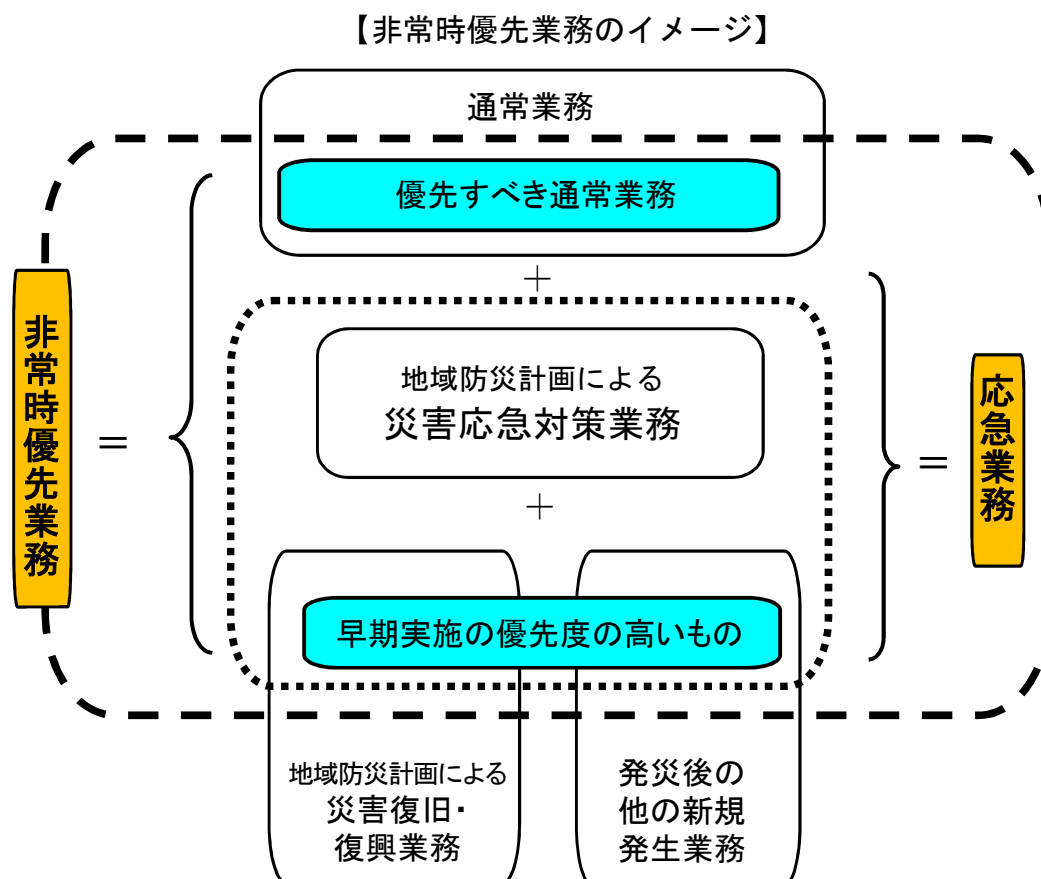
(1) 応急業務

応急業務とは、地域防災計画に定める災害応急対策業務や早期実施の優先度の高い復旧・復興業務等である。

(2) 優先通常業務

優先通常業務とは、通常行っている業務の中で、市民の安全の確保に直結するものや、業務の中断により市民生活や地域経済等に重大な支障をおよぼすものなど、発災後にあっても速やかな開始・再開が求められる業務である。

発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てる必要があるため、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続に支障とならない範囲で実施する。



7 業務継続計画の発動と終結

(1) 計画の発動基準

本計画は、次の災害等が発生した場合に発動することとする。

○ 地震・津波

- ① 市内に震度 6 弱以上の地震が発生した場合、本計画を自動発動する。
- ② 市内に津波による被害が広範囲に発生した場合、本計画を自動発動する。

○ 上記以外の自然災害

次の基準を目安に、本計画の発動について判断する。

なお、計画の発動が必要と判断したときは、災害対策本部長宣言により、本計画を発動する。

【計画発動の基準】

- ① 本庁舎に甚大な被害が発生している。
- ② 市域の広範囲で被害が発生し、市職員の大半が、長期間災害応急対策業務を実施する必要がある。

○ その他緊急事態（武力攻撃事態等）

被害状況等に応じ、国民保護対策本部長宣言により、本計画を発動する。

(2) 計画の終結

災害応急対策業務等がおおむね完了したと災害対策本部長（国民保護対策本部長）が認めたときは、本計画の終結を宣言する。

(3) 計画の発動・終結の周知

市が本計画を発動し、又は終結したときは、関係機関へ周知するとともにメールや市ホームページ、報道等を通じて市民に広く周知する。

第2章 業務継続のための体制の確保

1 業務継続体制の考え方

(1) 職員の心身のケア

非常時優先業務の実施中、特に発災直後においては、対応に当たる職員の不足から長時間勤務に従事する場合があります、肉体的疲労だけでなく精神的なストレスが高くなることが予想される。

そのため、災害対策本部は、勤務交代、休憩、食事などを適切に指示するとともに、周囲の職員による客観的な健康チェックの実施を指示することとする。また、職員が家族と連絡できるように配慮することとする。

(2) 業務内容の調整による資源の再配分

災害時に発生する業務は一部の部署に大きく偏り、業務量のバランスが崩れることになる。

そのため、各部署では、決められた非常時優先業務であっても、被災状況に応じた人員配置、業務内容の調整（縮小）を適宜行い、資源の再配分に努める。

2 職員の参集

通勤距離を基に、各職場への発災からの参集時間（①3時間以内、②12時間以内、③1日以内、④3日以内、⑤1週間以内、⑥1か月以内）と参集可能職員数を推計する。

なお、今回の推計は、正職員のうち、派遣先機関等に勤務する職員は含めないものとする。

(1) 対象職員数

正職員 1,181人（令和5年4月現在）

(2) 参集可能職員の推計条件

- ① 公共交通機関の途絶や道路の通行不能の場合が想定されるため、徒歩で参集するものとする。歩行速度は通行困難な道路状況を想定し、通常の歩行速度（時速4キロメートル）よりも遅い時速3キロメートルとする。なお、出発までに要する準備時間（0.7時間）を加えた時間とする。
- ② 発災直後は、職員本人・家族の被災、被災場所等における救出・救助活動への従事等により、即座に参集できない場合が想定されるため、参集不能率を20パーセントと設定する。

(3) 推計結果

(2)の条件により推計した結果、参集可能となる職員は、次のとおりとなる。

部 署	平常時の 職員数	参集可能職員数（発災から）					
		3 時間 以 内	12 時間 以 内	24 時間 以 内	3 日 以 内	1 週間 以 内	1 か月 以 内
総務部	60	34	46	48	48	48	48
総合政策部	108	59	82	86	86	86	86
市民協働部	40	19	32	32	32	32	32
文化スポーツ振興部	28	14	22	22	22	22	22
環境部	67	36	54	54	54	54	54
福祉部	208	90	158	166	166	166	166
健康医療部	148	50	101	118	118	118	118
産業振興部	30	17	22	24	24	24	24
農林水産部	36	18	27	29	29	29	29
建設部	87	46	69	70	70	70	70
都市開発部	94	46	68	74	75	75	75
由宇総合支所	25	10	19	20	20	20	20
周東総合支所	66	34	53	53	53	53	53
錦総合支所	38	10	25	30	30	30	30
美和総合支所	34	9	26	27	27	27	27
出納室	10	6	8	8	8	8	8
教育委員会	77	37	59	62	62	62	62
議会事務局	8	4	6	6	6	6	6
監査委員事務局	4	2	3	3	3	3	3
農業委員会事務局	5	2	4	4	4	4	4
選挙管理委員会事務局	4	2	3	3	3	3	3
その他	4	2	3	3	3	3	3
合 計	1, 181	547	890	944	945	945	945
平常時と比較した場合		46%	75%	80%	80%	80%	80%

3 職員の安否確認等

発災時に業務従事職員を確保するためには、まず、職員の安否確認を行い、参集可能職員数を把握する必要がある。

非常時における職員への参集連絡は、現状では職員参集メールにて行い、部署ごとの職員間の連絡は電話、メール等で行うこととしている。しかし、大規模地震の発災時は、一般加入電話、携帯電話ともに、輻輳により通信困難な状況が想定される。

災害時の安否確認については、輻輳による影響が少ない職員参集メールを主に活用することとし、職員に対してメールアドレスを登録するよう徹底する。

また、参集 possible の職員は、安否報告ができない場合でも、まず参集することを優先し、参集途中で随時、報告を試みることとする。

4 指揮命令系統の確立

発災時においても組織を維持し、業務継続を適切に行うには、指揮命令系統の確立が重要であるため、発災時における意思決定権者の不在等の事態を想定し、あらかじめ職務代行体制を定めておく。

〈職務代行〉

職務代行の対象者	職 務 代 行 者	
	第 1 順位	第 2 順位
本部長（市長）	副市長	防災危機管理担当部長

5 本庁舎の代替庁舎の特定

大規模災害により本庁舎が被災し機能不全となる場合を想定して、あらかじめ本庁舎の代替庁舎を特定しておく必要がある。

災害対策本部機能の移転先の第一候補は、いわくに消防防災センターとする。災害対策本部に係る業務以外の非常時優先業務は、安全にライフライン等の機能が確保できた公共施設で実施することとする。

施 設 名	構造 築年	階数	災害ごとの危険性				
			地震	津波	洪水	土砂	高潮
本庁舎	S R C H20 年	6	新耐震	0.3m未満 の浸水想定	0.5m未満 の浸水想定	なし	2.0～5.0m未満 の浸水想定
いわくに消防 防災センター	R C H28 年	4	新耐震	なし	なし	なし	なし

第3章 非常時優先業務の選定

1 非常時優先業務の選定

非常時優先業務は、地域防災計画に定める応急業務及び岩国市行政組織規則等に定める通常業務から、次の基準により選定する。

業務開始目標時間は、業務開始のための準備を開始する時間を含めることとする。

業務	業務開始 目標時間	選定基準	想定される業務 (□：応急業務、■：通常業務)
非常時 優先 業務	発災～ 3時間以内	○市民の生命・身体を守るための初動体制の確立、市役所機能の維持・復旧、避難所開設・運営に係る業務	☐ 災害対策本部の設置・運営 ☐ 救出救助活動 ☐ 市民への災害広報 ☐ 防災関係機関との連絡調整 ☐ 災害の現状把握 ☐ 職員の安否確認 ☐ 通信機器等の復旧 ☐ 避難所の開設等
	3時間～ 12時間以内		☐ 協定団体等への応援要請 ☐ 災害ボランティアセンター開設に係る調整 ☒ 埋火葬手続 ☒ 市民の健康確保に関する業務 ☒ 所管施設の安全確認等
	12時間～ 1日以内		
	1日～ 3日以内	○遅くとも3日以内に業務に着手しないと、市民生活や地域社会に相当の影響を与えるため、早期に対応すべき業務	☐ ライフライン施設の応急復旧 ☐ 災害廃棄物の収集 ☐ 被災地の消毒等衛生管理業務 ☐ 建築物の応急危険度判定 ☐ 物資集配拠点の設置・運営 ☒ 住民票、戸籍等の交付 ☒ 家庭ごみの収集等
	3日～ 1週間以内	○被災者の通常生活復帰に係る業務 ○優先度が比較的高い通常業務	☐ 支援物資の受付・管理・配分 ☐ 二次災害の防止措置 ☐ 市民相談窓口の設置 ☐ 被災証明書の発行 ☐ 避難所開設期間等に関する協議 ☒ 保健福祉に関する重要業務 ☒ 諸証明の交付 ☒ 学校、市場等の再開検討等
	1週間～ 1か月以内	○業務開始に相応の準備が必要となる復旧・復興業務 ○発災後、2週間以内に実施しなくても、市民生活や地域社会に直ちに影響を与えないと見込まれる業務	☐ 生活再建支援業務 ☐ 企業への災害融資関連業務 ☐ 災害弔慰金、義援金等の配分 ☐ 応急仮設住宅の建設 ☒ 総合支所等における窓口業務拡大等
その他業務	1か月～	○発災後、1か月以内に実施しなくても、市民生活や地域社会に直ちに影響を与えないと見込まれる業務	☒ 市民生活や地域社会への影響が少ないと見込まれる通常業務等

2 職場での備え

本市では、6割以上の職員が職場から10キロメートル圏内に居住しており、徒歩で参集できる職員は比較的多いと考えられる。

しかし、参集した職員の全てが所属部署の優先通常業務を実施できるわけではなく、実際には避難所運營業務などの応急業務に携わることになり、各部署における業務レベルは、平常時に比べ著しく落ち込むことが予想される。

また、停電により、業務に必要な機器等が使用できなくなることも考えられるため、各部署においては、少人数の体制でも非常時優先業務の実施が可能となるよう業務マニュアルの作成や重要な行政データ（各種台帳、施設の図面等）のバックアップなどを検討し、大規模災害に備えておくこととする。

第4章 執務環境の現状

1 本庁舎

本庁舎は、新耐震基準を満たしており、大規模地震に耐え得る構造となっている。

2 電 力

本庁舎の受電系統は2系統であり、変電所等に問題が生じて外部からの電源供給が停止した場合は、自家発電設備から必要最小限の電源を受電することになるが、全てのコンセントが自家発電設備に対応しているものではない。

そのため、あらかじめ自家発電設備に対応したコンセントを明確にし、迅速にコンセントの選択ができるように備えておく必要がある。

また、自家発電設備が使用不能となったときは、可搬型発電機を業務継続に必要な機器や設備に限定して使用する。

3 水 道

本庁舎への給水は、水道本管から受水槽に給水され、受水槽から本庁舎屋上の高架水槽にポンプアップし、自然流下により各階各所に給水されている。

なお、大規模地震の発災時には、管路の破損等により断水することも予想される。

4 下水道

本庁舎の汚水は、直接公共下水道に排水している。そのため、断水又は下水管の破損がない限り、自然流下で排水することができる。

5 ガ ス

本庁舎は、プロパンガスを使用しており、ガス管路の破損がない限り、当面は利用可能である。主に各階における給湯室での湯沸かしに利用できる。

6 通 信

(1) NTT回線

電話交換設備は、自家発電設備に接続しているため、機器の障害がない限り、停電になったとしても、3日程度は稼働が可能である。

なお、本庁舎、総合支所、支所、出張所等では、災害時優先電話の承認を受けており、発信規制や接続規制といった通信制限がかかった場合でも、これらの回線からは、制限を受けずに発信を行うことができる。

(2) 県防災行政無線

市と県との通信手段の確保のため、地上系と衛星系の2系統の防災行政無線が整備されている。これらの無線機器は、自家発電設備に接続しているため、機器の障害がない限り、停電になったとしても、3日程度は利用が可能である。

また、本庁舎の一部の電話機は、衛星系の防災行政無線と接続しており、県庁等と無線を介して通信することが可能となっている。

7 情報システム

重要な住民情報用の住民情報システム、庁内事務用の内部情報システム及びこれらを結ぶネットワーク通信機器は、本庁舎に設置している。

また、システムを収納する全てのサーバラックは免震装置上に設置しており、転倒防止策を施している。

これらのシステムは、自家発電設備に接続しているため、停電時であっても重要箇所のみ給電することで3日程度は稼働が可能である。

なお、電源の供給が断たれても、各システムにはUPS（無停電電源装置）が備わっており、データを保護できる仕組みとなっている。

8 職員のための備蓄

災害発生の初動期は、昼夜を問わない対応を求められるため、対応に当たる職員用の飲料水、食料、毛布等が2日程度必要となる。しかし、現在の備蓄品は、避難所等への提供を想定したものであることから、今後、職員用の備蓄品を整備していく必要がある。

また、職員においては、参集時には可能な限り、自分の飲食物等を持参するように努めるものとする。

第5章 業務継続体制の向上

1 計画の改善

業務継続計画は、一旦策定すればよいというものではない。計画の実効性を確認し、高めていくためには、職員への周知・訓練を継続的に実施していくことが重要である。その際に明らかになった課題や改善点は、計画の改訂・見直しで確実に反映させていくものとする。

2 周知・訓練

本計画に定める事項を職員に周知し、業務継続への組織的な対応力を向上させるために、各種訓練への組み込みや個別の訓練実施に努めるものとする。

- (1) 安否確認訓練
- (2) 非常参集訓練
- (3) 災害図上訓練
- (4) 情報収集伝達訓練 等

3 職員の平常時からの備え

災害時に市民の生命・身体・財産を保護するため、職員は、災害対策業務に当たる責務がある。場合によっては、家族や自宅が被災した中でも、災害対策業務に従事しなければならない状況が発生することもある。

したがって、平常時から家族と災害時の対応を共有し、備えておくことが重要である。そのために、適宜、次に掲げる事項について周知するなど、職員一人一人の防災意識の向上を図る。

- (1) 災害時に市民の生命・身体・財産を保護するため、職員は、災害対策業務に当たる責務があること。
- (2) 災害時に正確な情報を入手するため、職員参集メールへの登録を行うとともに、その他の手段についても確認しておくこと。
- (3) 各職場の非常時優先業務をあらかじめ把握し、必要な準備をしておくこと。
- (4) 家族間の安否確認が速やかにできるよう、日頃から連絡方法や避難場所等を決めておくこと。
- (5) 各家庭で、非常持出品の準備や3日分程度の食料、飲料水等を備蓄しておくこと。
- (6) 地震に備えて、あらかじめ自宅の家具の固定等の対策をしておくこと。